

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀郡曾爾村及び御杖村並びに吉野郡下市町
- 三 測量の期間 平成二十六年八月一日から平成二十七年二月二十七日まで